

岐阜県公報

第 二 千 七 十 二 号
平 成 二 十 一 年 八 月 十 一 日
(火曜日)

目次

告 示

○郡上市の区域内の字の区域変更
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(市町村課) 五三三^{ページ}五

○有害図書類の指定

(廃棄物対策課) 五三六
(男女参画青少年課) 五三六

○救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 五三六

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 五三六

○土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 五三八

○道路の区域変更

(道路維持課) 五三九

○道路の供用開始

(同) 五三九

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 五四一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退

(同) 五四一

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五四二

○指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 五四三

○指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 五四四

○指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 五四四

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五四四

○大垣都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 五四五

○指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 五四五

○指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 五四六

告 示

岐阜県告示第四百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、郡上市の区域内の字の区域を変更した旨郡上市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
白鳥町向小駄良字上島	白鳥町向小駄良字折橋の一部

この処分は、数人共同施行土地改良事業（上島地区）に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 揭示場

県庁及び郡上市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成二十一年八月十一日から

同 年九月一日まで

岐阜県告示第四百八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七〇	恵那市山岡町原二五二五、一五二六、一五三二の一、一五三二五、一五三二七の一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号、以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
一七一	恵那市山岡町原二五二一三の一、一五一一八の一、一五二六、一五三二、一五三二一の一、一五三二七の一、一五三二一〇の一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号、以下「令」という。）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第四百八十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定図書

種別	図書名	刊行年	発行所、著作権者
雑誌	チャンパロード	2009. 9月号	徳文堂出版

2 指定病院

平成21年8月11日

3 指定施設

新しく犯罪又は血縁を断絶するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと思われる。

岐阜県告示第四百八十二号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十一年八月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
整形外科病院	岐阜市四屋町四三	平成二四・七・三一
笠松病院	岐阜市中鶴三丁目一番地	同
松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五の一	同
木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	同
東可児病院	可児市広見一五二〇番地	同
土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地	同

岐阜県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字木戸ヶ入六一九九の一五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市岩村町字高松四八二の二、四八二の三三九、四八二の二五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町上佐見字嶋垣道七二七九の一（次の図に示す部分に限る。）、七二七九の二、七二七八の一、字中神田七二八九の一・七二八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二八九の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字杓掛場向九〇八の一、九〇九、九一〇の一、九一〇の二、九

二 指定の方法

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定の要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

二 事業の種類

大和交流会施設整備事業(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県郡上市大和町剣字大野口地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十三号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である郡上市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県郡上市大和町剣字大野口地内に大和交流会を整備し、地域活性化を図るため、農業・歴史文化資源と観光・商業を結びつけた情報の発信や地域住民のコミュニケーション活動の拠点として活用することを目的としたものである。

郡上市大和町(以下「本地域」という。)は、「道の駅古今伝授の里やまと」が平成十四年度に本格稼働してから来訪者が急激に増加している一方で、農業・製造業の衰退、高齢化及び購買力の流出により経済が低迷を続けている。そのため、本地域の活性化への対応が急がれている。郡上市では、総合計画に基づき、「地域資源を生かして産業を育てるまち」を推進しており、本件事業は、その主要事業として、地域資源の有効活用による産業の振興に寄与するものである。

本件事業によって大和交流会が整備されることにより、本地域の人材と資源の効果的連携が図られるとともに、本地域住民のコミュニケーション活動が活発化し、総合的な地域資源の活用による産業の振興が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地(以下「本件起業地」という。)

に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定

した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、施設整備の目的を遂行するため必要な最低限の建物、駐車場等を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、産業の振興及び本地域の経済活性化等が期待され、本地域住民から施設整備の要望が出されていることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

郡上市役所建設部都市住宅課

岐阜県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道 多北
度方
線

瑞穂市生津外宮東町二丁目一〇六番地先から同市生津字下村西二五番六地先まで

後	前
三・〇 三・四〇	一・六 三・三〇
三・五〇	三・五〇

岐阜県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	谷柿 合野 線	山県市出戸字流九七八番地先から同市同字同九八三番地先まで	後	三・〇 三・一〇	六・三〇	

岐阜県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
県道	正小 木熊線	羽島市正木町不破一色字東口 一五〇番地先から 同市正木町大浦字宮東六二 番地先まで		一三〇・〇	平成 三・八・二	平成 六・三・二六

岐阜県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
県道	多上 石津線	大垣市上石津町堂之上字大野 一〇四四番地先から 同市同 九〇九番三地先まで		一七五・〇	平成 三・八・二	平成 三・一・二六

岐阜県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 後 延長 (メートル)	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	四百十八号	関市肥田瀬二二五八番四 地先から 同市同 地先まで	一九九八番一	五・五 三・二	二・〇 一・九	一、一〇〇・〇	

岐阜県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
県道	関上 野線	美濃市大字大矢田字山ノ神一 九三九番の一 地先から 同市大字同 字同 九三九番の四地先まで		一九五・〇	平成 三・八・二	平成 一六・一・二七

岐阜県告示第四百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
脳神経外科	岩田 聡敏	ツクリーブクリニ 多治見市音羽二二三五 一	平成三・七・三
耳鼻咽喉科	旭 宏	恵那病院	同
内 科	高橋 春光	同	同
同	横家 正樹	中津川市民病院	同
外 科	荒木 恒敏	松波総合病院	同
眼 科	山田 潔	土岐市立総合病 院	同
形成外科	飯島 由貴	同	同
整形外科	竹之下洋美	大垣整形外科	同
耳鼻咽喉科	勝美さち代	博愛会病院	同
内 科	田近 徹	久美愛厚生病院	同
同	細江 敦典	高山赤十字病院	同
同	今井 奨	同	同
同	鈴木 幸二	同	同
整形外科	山本 孝敏	同	同
外 科	佐野 文	同	同

泌尿器科	加藤 卓	同
耳鼻咽喉科	高橋 洋城	同
神経内科	徳永 進	中津川市民病院
眼 科	大野安季子	同
脳神経外科	浅野 良夫	同
神経内科	三輪 茂	大垣市民病院
整形外科	馬場 岳士	博愛会病院
脳神経外科	新川 修治	東海中央病院
内 科	筑紫さおり	同
整形外科	池端 達也	下呂温泉病院
同	中川 裕章	同
内 科	丹羽 啓之	同
整形外科	若原 和彦	同
内 科	安江 晃子	関中央病院
外 科	永田 高康	鷺見病院
内 科	岡部 祐二	郡上市民病院
産婦人科	丹羽 憲司	同
小児科	荒川 武	多治見病院

岐阜県告示第四百九十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五

年岐阜県規則第九十号) 第五条の規定により告示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	辞退年月日
脳神経外科	服部 和良	岐阜社会保険病	可児市土田二二二一	平成三・三・三
同	斉藤 清	同	同	同二〇・三・三
内 科	橋本 健一	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同二・四・一
同	大久保宗則	同	同	同
同	土井 晋平	同	同	同
同	野澤 聡	同	同	同
耳鼻咽喉科	尾崎 慎哉	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇 ―四二―	平成三・三・三
内 科	長縄 聡	西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八	同
外 科	日比野壯貴	土岐市立総合病	土岐市土岐津町土岐口 七〇三―二四	同
内 科	姫野 龍仁	同	同	同
整形外科	児玉 直樹	下呂温泉病院	下呂市幸田二一六二	平成三・四・一
内 科	古賀 義規	春日診療所	揖斐郡揖斐川町春日六 合三四二〇	同三・三
神経内科	大川 義徳	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四 ―六―二	同
内 科	高橋 亮	同	同	平成三・四・三〇
泌尿器科	森川 高光	大垣徳洲会病院	大垣市林町六―八五―	同三・三
循環器科	鶴田 芳男	同	同	同四・三〇
脳神経外科	高見 昌明	同	同	平成二〇・二・三
内 科	小林千太郎	同	同	同三・四・三〇

公 示

心臓血管外科	大橋 壮樹	同	同	同
小児科	山階 学	西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八	同
内 科	牧野 真樹	中津川市民病院	中津川市駒場一五三二	平成二〇・九・三〇
眼 科	高 康博	同	同	同三・三
耳鼻咽喉科	加藤 一郎	同	同	平成七・三・三
内 科	間瀬由紀夫	同	同	同三・三・三
同	茂木 禮昌	同	同	同二・一・九
脳神経外科	市川 優寛	岐阜社会保険病	可児市土田二二二一	同六・三〇
内 科	沢田 健	同	同	同
同	小木曾富生	下呂温泉病院	下呂市幸田二一六二	平成三・七・一
眼 科	鈴木 善久	多治見病院	多治見市前畑町五一	同三・三
心臓血管外科	宋 敏鎬	同	同	同七・三
形成外科	加藤 久和	同	同	同七・一

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年七月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはら

三 代表者の氏名 飛田 恵

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼三ツ池町五丁目一七三番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、助け合いの精神に基づいたふれあい社会づくりをスローガンに、高齢者等を対象に、ともに協力しあう創造的な福祉サービスを提供し、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生き甲斐のある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年七月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わいわいハウス金華

三 代表者の氏名 吉田 好成

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市上茶屋町一八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、市街地のドーナツ化現象に伴い急速に高齢化の進む岐阜市中心市街地において、元気な高齢者が元気で居続けるための地域ネットワークの再構築を目指し、できること・したいこと・してほしいことの接点となる場所を積極的に創出することにより、失われかかった地域の絆の再構築を模索するものである。

。指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指 定 月 日
うんだクリニック	美濃加茂市下米田町小山一〇四六―七	脳神経外科	精神通院	平成三・八・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 月 日
ライン調剤薬局 八代店	岐阜市八代三二二―九	精神通院	平成三・八・一
ライン調剤薬局 高屋店	本巣郡北方町高屋伊勢田二一〇七―二	精神通院	平成三・八・一
齋藤薬局	下呂市森九七九―三七	精神通院	平成三・八・一
あかね薬局	岐阜市茜部菱野二一五理研メデイカルビル一階	精神通院	平成三・八・一
かかみの調剤薬局	各務原市鷺沼各務原町六丁目一〇六―二	精神通院	平成三・八・一
さくら薬局 海津店	海津市海津町福江六五六一	精神通院	平成三・八・一
スズキ薬局 名田町店	高山市名田町三二八九	精神通院	平成三・八・一
スズキ薬局 大新町店	高山市大新町五一	精神通院	平成三・八・一
おがせ調剤薬局	各務原市各務おがせ町九一―〇六	精神通院	平成三・八・一
クオール薬局 よつな店	海津市南濃町津屋二四九一―四	精神通院	平成三・八・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
みどり訪問看護ステーション	岐阜市北山二―三十一―一	精神通院	平成 三・六・一

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 年 月 日
スズキ薬局 本店	高山市上岡本町二―八八	精神通院	平成 三・七・一
有限会社ハシモト薬局 三笠店	多治見市三笠町二―一八	精神通院	平成 三・七・一
北小田薬局	瑞浪市北小田町二―二九六―四	精神通院	平成 三・七・六

○指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 退 年 月 日
ヘルスバンク杉浦薬局 柳津店	岐阜市柳津町梅松四―二三八	精神通院	平成 三・五・二九

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年八月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

三 建物の名称及び所在地

ビッグワン鶴沼店

各務原市鶴沼西町二丁目一六五番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ビッグワン株式会社

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年八月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年七月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス・アルファ株式会社

三 建物の名称及び所在地

エイデン恵那店・ユニクロ恵那店

恵那市大崎土地区画整理地三街区三画地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二、五二三平方メートル

（変更後）三、二四六平方メートル

駐車場の収容台数

（変更前）一六八台

（変更後）一七一台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時まで

（変更後）午前九時三〇分から午後九時まで

○大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画駐車場

2号駅北自転車駐車場及び

4号林町自転車駐車場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

○指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
大垣徳洲会病院	大垣市林町六―八	歯科口腔外科	口腔	育成・更生	平成三・八・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
コトブキ調剤薬局多治見店	多治見市前畑町五〇八―五〇一	育成・更生	平成三・八一
トリーカイ薬局多治見クリスタルプラザ店	多治見市本町三〇一―ク リスタルプラザ多治見三F	同	同
アイン薬局那加店	各務原市那加西市場町七二八 八―三	同	同
ライン調剤薬局高屋店	本巣郡北方町高屋伊勢田二一 〇七―二	同	同
いちご薬局	大垣市友江二二二八	同	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーションハープ	大垣市新田町二一四	更生	平成三・八一

○指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年八月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
前田矯正歯科	各務原市蘇原柿沢町三二五―二〇	矯正歯科	歯科矯正	育成・更生	平成二九・九

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
有限会社ハシモト薬局三笠店	多治見市三笠町一一八	育成・更生	平成三・七一
北小田薬局	瑞浪市北小田町二二九六―四	同	平成三・八一

平成二十一年八月十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ三十一 岐阜文芸社